

## 自殺対策計画推進・評価部会運営要領

### (設置)

第1条 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第7条第1項第5号の規定に基づき、岩手県自殺対策推進協議会に、自殺対策計画推進・評価部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本県の自殺の特性や増減要因等の考察に関すること
- (2) 岩手県自殺対策アクションプランの策定及び見直しに係る検討に関すること
- (3) 岩手県自殺対策アクションプランに基づく事業の実施計画の検証及び効果の評価に関すること
- (4) その他自殺対策の推進に関すること

### (組織)

第3条 部会は、委員10人以内で組織する。

### (部会長)

第4条 部会に、部会長を置く。

### (意見の聴取)

第5条 部会は、必要があると認めるときは、部会への委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

### 岩手県附属機関条例

#### 第7条

- 2 部会は、会長等の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 審議会等は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会等の議決とすることができる。
- 4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。（略）

#### 【準用】

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- 2 （略）
- 3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 （略）
- 5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。（略）

- 2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 （略）
- 4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。